

令和元年 11 月開成町教育委員会定例会 会議録

日 時： 令和元年 11 月 27 日(水) 13 時 15 分～15 時 00 分

場 所： 開成町立開成小学校 応接室

出席者： 井上教育長、村岡教育長職務代理者、露木委員、上野委員、本澤委員

【事務局】中戸川教育総務課長、田中子ども・子育て支援室長

尾川教育総務課学校担当副主幹

議 事：

1) 開会 教育長より開会の宣言

2) 会議録署名人の指名 本澤委員が指名された。

3) 議事

《協議事項》

(1) 学校施設の屋外の夜間照明設備の冬季利用期間の拡大について

・資料 1 について説明した。

○教育長 協議事項(1) 学校施設の屋外の夜間照明設備の冬季利用期間の拡大について事務局から説明してください。

○事務局 それでは、資料 1 をご覧ください。学校施設の屋外の夜間照明設備の冬季利用期間の拡大についてです。今回、学校施設の屋外夜間照明設備の利用期間の変更についてお諮りさせていただくものです。

1 ページ目の「1 学校施設の屋外の夜間照明設備について」をご覧ください。現行の規則では、学校施設を使用できない日として月曜日、12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までの年末年始と定めています。さらに屋外の夜間照明設備にあっては月曜日、年末年始に加えて 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで使用不可としています。この期間の使用制限の理由としては、降霜被害による学校体育への影響を考慮したものとなっています。なお、夜間照明設備は、開成南小学校と文命中学校グラウンドで 19 時以降使用するときを使用しているものです。

「2 利用期間の拡大の要望」をご覧ください。過去、町体育施設利用団体から、夜間照明設備の利用期間拡大について要望があり、平成 29 年 3 月、12 月、平成 30 年 3 月、平成 30 年 12 月から平成 31 年 3 月まで試験的に貸し出しを実施しました。結果的には、屋外施設を使用する 12 団体のうち 3 団体が使用しました。

裏面の 2 ページ目をご覧ください。平成 29 年から平成 31 年までの 3 月と 12 月のナイター利用実績です。利用団体は、ご覧のとおり南楽 S C、体協女子ソフト、総合型スポーツクラブ(テニス)の 3 団体です。南小の実績としては、平成 29 年 3 月にあっては 4 日、12 月にあっては 2 日の利用実績でした。平成 30 年 3 月にあっては 3 日、12 月にあっては 0 日の利用実績でした。平成 31 年 1 月から 3 月までは利用実績はありませんでした。文命中学校の実績としては、平成 29 年 3 月

にあつては3日、12月にあつては8日の利用実績でした。平成30年3月にあつては、7日、12月にあつては8日の利用実績でした。平成31年1月にあつては1日、2月にあつては1日、3月にあつては7日の利用実績でした。また、その下の表は、今年度の利用予定をまとめたものです。対象12団体のうち利用希望は3団体となっております。1ページにお戻りください。

「3 利用期間の拡大について」をご覧ください。試験期間の12月、3月に各月7、8回の利用がありました。今後も降霜による学校体育への影響が少ないと予想されることから12月及び3月に屋外夜間照明設備を使用できるよう開成町学校施設使用条例施行規則を改正したいと考えております。1月及び2月については、気温が低く利用者の健康面を考慮するとともに、平成31年1月から2月までの利用実績が合計2回だったことから、利用拡大の対象外としています。

資料の4ページ目をご覧ください。規則の改正案ということでご覧のとおり第2条の3号を改正します。「12月1日から翌年3月31日まで」の規定を「1月5日から2月末日」と改正させていただけたらと思います。今年度からの開始を考えているため、施行日は令和元年12月1日としております。

3ページ目は、1978年から2018年までの10年スパンの平均気温を示したものです。上の平均気温の推移を示したものをご覧ください。3月は年々、気温があがっています。また12月も2018年は2008年より平均気温が低いですが、上昇傾向にあります。また、下の0℃以下の回数をまとめたものは、3月と12月とも、ここ10年は多くても4回程度でした。近年の温暖化もあり、降霜しにくい状況にあると考えています。

以上を踏まえて今回、学校施設の屋外夜間照明設備の3月と12月の利用の拡大をさせていただきたいと考えております。説明は以上です。

○事務局

補足で説明させていただきます。学校施設の屋外夜間照明設備の利用期間拡大については、数年前に教育委員会定例会でも話題となったことがあります。冬季期間の利用制限の理由は、先ほど説明があったように降霜による影響があります。利用制限の緩和の要望があるなかで平成29年から試験的に冬季期間の開放をしてきたところ、資料にあるような利用実績がありました。

また、アンケートを取ったところ冬季期間の開放を希望する団体があったこと、また過去の気象状況などを総合的に考えて、部分的ではありますが、12月と3月の利用制限の緩和をさせていただいたところです。1月と2月の利用制限緩和については、今後、気象条件の変化や利用団体の需要等を踏まえて改めて考えていきたいと考えております。

○教育長

ただいま、事務局から説明がありました。何かご質問、ご意見はありますか。

○全委員

(特に意見、質問なし。)

○教育長

それでは、原案どおり規則改正するというところで進めていきたいと

と思いますが、この内容の周知方法はどのように行っていけばよろしいでしょうか。

○事務局 周知方法としては、現在、学校施設の利用登録をしている全団体に周知をさせていただきます。また、おしらせ版を通じて町民の皆様にも周知していきたいと考えています。

○教育長 それでは、以上で協議事項は終了とさせていただきます。

《報告事項》

(1) 開成町放課後児童健全育成事業負担金条例の一部を改正する条例について

資料2について説明した。

○教育長 報告事項(1) 開成町放課後児童健全育成事業負担金条例の一部を改正する条例について事務局から説明をお願いします。

○事務局 本件は、12月議会において上程させていただくものですが、事前に教育委員の皆様へ報告させていただきます。

まず、第1条(趣旨)のところですが、本事業の根拠法令が地方自治法からより明確な根拠法令となる児童福祉法へと改正されました。これに伴って、改正前の定義を削除します。第3条(負担金の納入等)について、改正前は規則で金額を定めていましたが、今回新たに第2条第2項として条例において金額を定めさせていただきます。金額としては小学校1年生が10,000円、小学校2年生が8,000円、小学校3、4年生が7,000円としています。各学年とも改正前から2,000円の減額となっています。減額の理由としては、平成27年の子ども子育て支援法の施行により放課後健全育成事業の法的整備がなされました。あわせて、国の事業実施要綱、設備、運営に関する基準により国・県からの市町村への補助金についても整備されました。当町においても、共働き世帯の増加によって、利用者が3年間(平成27年～平成30年)で140人から200人へと増加しています。委託法人との協力、開成小学校、開成南小学校などの場所の提供など各関係機関と連携しながらやってきましたが、ここで受益者負担、公費負担の見直しをさせていただき、受益者負担の金額を減額させていただきました。附則ですが、施行期日は令和2年4月1日とさせていただいております。また、経過措置として本条例改正の規定は、令和2年度分以後の負担金について適用し、令和元年度分までの負担金については従前に例によります。これは、今年度分の負担金未納者がいることによるものです。説明は以上です。

○教育長 ただいま、事務局から説明がありました。確認させていただきますが、従前の負担金は、小学校1年生は12,000円、小学校2年生は10,000円、小学校3、4年生は9,000円でした。今回条例において負担金について規定をさせていただきましたが、本来、利用者負担を定めるような規定は規則ではなく条例で定めるものということなので、今回改正させていただきました。何かご質問はありますか。

- 委員 確認となるが、教育委員会定例会で諮るべき条例、規則の関係について先ほどの学校施設使用条例施行規則は、協議事項となっているがこの放課後児童健全育成事業負担金条例は報告事項となっている。このあたりの整理をもう一度説明してほしい。
- 事務局 これは、町部局と教育委員会部局の権限分配によるものですが、まず、教育委員会で決定すべき事項については、地方教育の組織及び運営に関する法律に明記されていますので、この法律によるものは教育委員会が自ら決定すべき事項となります。先ほどの学校施設の利用拡大をどうするかというようなテーマはまさに教育委員会で決定すべき事項です。一方で、放課後児童健全育成事業については町部局の補助執行として教育委員会が事務執行しているものです。補助執行にかかる事項については、町部局の方でルールを定めているので教育委員会としては決められたルールに則り事務執行を行っていくことしかできません。今回の条例改正案の内容については、教育委員会の権限が及ばない範囲となりますが、補助執行している立場でもあるので教育委員会委員の皆様にご報告をさせていただくものです。
- 委員 承知しました。
- 教育長 ほかにご質問がなければ、報告事項（１）についてはここまでとします。

(2) 令和元年度開成町教育支援委員会審議結果について

資料3について説明した。

- 教育長 報告事項（２）令和元年度開成町教育支援委員会審議結果について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、資料3をご覧ください。こちらは、令和2年4月1日の特別支援学級入学予定の方について本年10月23日に教育支援委員会を開催し、各関係機関のご協力をいただきながら審議した結果となります。まず、1ページ目ですが、開成小学校について知的障害学級は、8名、自閉症・情緒障害学級は、10名となり、2クラスとなる予定です。続いて、2ページ目ですが、開成南小学校について知的障害学級は4名、自閉症・情緒障害学級は7名、肢体不自由の方が1名となっています。文命中学校については、知的障害学級が5名、自閉症・情緒障害学級が4名となっています。
- 今年度との比較で申しあげますと開成小学校については、知的障害学級が7名、自閉症・情緒障害学級が7名となっていますので合計では4名増となっています。開成南小学校については、知的障害学級が4名、自閉症・情緒障害学級が3名、肢体不自由の方が1名となっていますので合計で4名増となっています。文命中学校については、知的障害学級が3名、自閉症・情緒障害学級が4名となっていますので合計で2名増となっています。したがって、小・中学校全体では、10名、特別支援学級入学予定の方が増えることとなります。説明は以上です。

- 教育長 ただいま事務局から説明がありましたが、来年4月1日入学予定の特別支援学級の方については全体としては10名増える予定です。また、開成小学校の自閉症・情緒障害学級については9名を超えていますので、2クラスとなり1名県費負担教職員を配置していただける予定となっています。開成南小学校の自閉症・情緒障害学級が7名ということなので、ここは、できれば県費で教員を配置できるよう予算要求をしていく予定です。また、県費で何人か特別支援学級の教員を確保しているのですが、今年度は開成小学校に1名県費で加配がついている状況です。ただし、この人事については、県西教育事務所が全体の状況を勘案しながら行うものですので、必ず開成町に配置されるものではありません。今後、転入等によりさらに児童、生徒数が増えることもあります。何かご質問はありますか。
- 委員 過去、教育支援委員会の結果について親から不服申出が出たことはありますか。
- 事務局 そのようなことは過去一度もありません。
- 教育長 最近の傾向としては、特別支援学級で個性に応じた教育を望む保護者も増えてきているような印象を受けます。
- 委員 特別支援学級は、その子どもの障害の程度にもよるが高学年になると低学年とはまた違った対応をしないといけなくなる。
- 委員 特別支援学級を担当する専門知識、スキルを持った非常勤職員等を確保することができるのか。
- 教育長 学校生活支援員の非常勤職員については、特に教員免許等は必要としていませんが、できるだけ専門性に長けた方を採用したいと考えています。ただし、なかなかこちらが希望するような方がいらっしゃらないのも事実です。
- 委員 児童、生徒と教員の関係は時間をかけて作り上げられていくものなので、5年間過ぎたら別の人と交代というわけにはいかない部分もある。
- 教育長 現在の開成町教育委員会非常勤取扱規則では、雇用期間の上限を撤廃しているので5年過ぎたら交代ということはありません。
また、開成小学校については、特別支援学級が1クラス増えますので余剰教室の改修をしなければなりません。
他にご意見等ないようであれば報告事項(2)はここまでとさせていただきます。

(3) 神奈川の教員の働き方改革に関する指針について

資料4について説明した。

- 教育長 報告事項(3)神奈川の教員の働き方改革に関する指針について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、資料4をご覧ください。こちらは、今年の10月に神奈川県教育委員会から示されたものとなっています。3ページをご覧ください。まず、指針の性格ですが、本指針は、教員の働き方改革の実現

に向けた基本的な考え方や取組の方向性を定めたものであること、この指針に基づき、市町村立学校教員については、市町村教育委員会が取組を進め、県教育委員会は、市町村教育委員会と連携し、その取組を支援すること等が定められています。続いて、神奈川の教員の働き方改革の目標ですが、3点あります。1点目が、時間外勤務の上限の遵守です。1か月あたり45時間、1年あたり360時間を超えないようにします。ただし、必要な教育活動をおろそかにしたり、自宅に仕事を持ち帰るようなことは禁止としています。2点目が、年次休暇一人あたり年平均取得日数及び学校閉庁日の設定です。年次休暇一人あたり年平均取得日数15日以上を目標とします。また、長期休業期間中に5日を目標として学校閉庁日を設定します。3点目が、神奈川県の一部活動のあり方に関する方針の遵守です。年間指導計画の作成と、平日及び週休日それぞれ方針に定められた日数の休養日の取得を徹底します。4ページから6ページにかけて県立学校における県教育委員会の働き方改革に向けた取組が記載されています。4ページ目では、「1 個別業務の役割分担及び適正化について」調査や照会の整理統合やコミュニティスクールを活用した保護者、地域との連携・協働の仕組みづくりや、教員の標準業務の見直しなどが記載されています。「2 勤務時間について」は、年次休暇、夏季休暇の取得の促進、県立学校における長期休業中に5日間の閉庁日の実施などが記載されています。「3 教員の意識改革について」は、県立学校の重点目標や経営方針について働き方改革の視点から各学校への指導・助言やタイムマネジメント研修の実施、部活動にあっては顧問は、適切な部活動を推進するため、目標や運営の方針等を定めた年間指導計画を作成します。また、休養日の設定にあたっては、平日1日以上、週休日1日以上の休養日を設けます。「4 学校を支える人員体制について」は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、業務アシスタント、部活動インストラクター等の活用が記載されています。「5 定数改善について」は、教員定数の改善を国に要望する記載があります。6ページの「6 労働安全衛生管理について」は、管理職対象の研修会や学校長会議等を通じた産業医や衛星委員会活用方法の周知やメンタルヘルスチェックの意義、受診促進などが記載されています。「7 その他について」は、ICTの積極的な活用などが記載されています。7ページ目以降が市町村教育委員会に対する支援が記載されています。こちらは、さきほどの県立学校における県教育委員会の働き方改革に向けた取り組みとほぼ同じですので、市町村教育委員会に求められる取組の記載があるところをご説明します。まず、「1 個別業務の役割分担及び適正化について」ですが、市町村教育委員会に求められる取組としては、学校に依頼する調査や照会について、整理統合や精選等を行う。学校における個別業務の役割分担及び適正化は、市町村教育委員会が主体的に行うべきものと、学校が行うべきものに整理したうえで、各取組を実施する。給食費の公会計化について、国から示された「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」の内容を踏まえて検討する。「2 勤

務時間について」は、8 ページの上段にあるように市町村教育委員会に求められる取組として、文部科学省の通知を踏まえた、客観的な勤務時間の把握を行う。行事や会議の精査を行い、学校が実施した取り組みを共有し、改善に生かす。県の指針は以上のような内容となっておりますが、当町においても本指針をもとに今後、例えば閉庁日の設定ですとか、留守電機能の設定ですとか具体的な取組を設けていきたいと考えています。説明は以上です。

○教育長

ただいま事務局から説明がありましたが、補足をさせていただきます。先ほど県の指針のなかでもありましたが、学校閉庁日については町においても来年度、試行的に実施したいと考えております。また、町の教職員がどの程度、平均して年次休暇取得しているかということ平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日の間で調べたところ、開成幼稚園は 11.2 日、開成小学校は、12.6 日、開成南小学校は、14.3 日、文命中学校は 9.5 日という結果でした。小学校については比較的良好に取得できているように感じます。また、学校閉庁日の取得についてですが、県の指針にあるように年次休暇又は夏季休暇、週休日等の振替の取得により実施するとされていますので、来年度は試行的に夏季 2 日、冬季 2 日の合計 4 日間、学校閉庁日を設けたいと考えています。また、部活動についても、県の方針が示されているので中学校にはすでに通知をさせていただいているところです。学校を支える人員体制というところでは、県立学校においては平成 30 年度にすべての学校に業務アシスタントを配置したということです。町においても教育長会を通して配置を進めるよう県に強く要望しているところです。

現段階の状況も含めて話をさせていただきましたが、他に何かありますか。

○委員

県立学校に業務アシスタントを配置したということだが、教職員組合の要望等もあり、スタートしたものだと承知している。その前は、国の予算でサポートティーチャーという制度があったが、予算がなくなり、その代替的なものとして、この業務アシスタントを配置するようになったときいている。

○委員

単に時間外勤務の上限を守らせるよりも仕事を自宅に持って帰らないようにするなど勤務時間中の質をあげるようなことが重要である。

○委員

市町村教育委員会の取組のなかで教職員の客観的な勤務時間を把握するとあるが、どの方法を考えているのか。例えば、タイムカードを導入するなどあると思うがいかがか。教職員の意識付けには良いという側面もあると聞いている。

○事務局

1 か月の時間外勤務時間が 80 時間を超えた教員がいた場合は、当該教員の報告があがってきますが、あくまでも自己申告となっています。この働き方改革については、できることからやっていきたいと考えております。まずは、長期休業中の閉庁日の設定や来年度予算要求として留守番電話応答メッセージ機能設定工事等を考えています。その後、状況を見ながらタイムカードの導入等を考えていきたいと考えています。

- 委員 今回、県の指針が示され、町においても教員の働き方改革を考えているということを町の各教職員に伝えていく必要がある。
- 教育長 県内の教育長会議などでは、教員の時間外勤務制限があることが教員のスキルアップの機会を奪っているという発言をされる教育長もいました。さきほど、本澤委員がおっしゃったように勤務時間中の生産性をあげるような取組も必要かもしれません。

(4) 経過報告、今後の予定について

資料5について説明した。

- 教育長 報告事項(4)経過報告、今後の予定について事務局から説明をお願いします。

- 事務局 それでは、資料5をご覧ください。まず、11月の経過報告です。11月1日は登校指導日でした。同日に足柄上郡小学校音楽会が松田町民文化センターにおいて、足柄上郡中学校教育研究会が中井中学校において開催されました。11月2日はかいせい文化祭(芸能発表)を開成町福祉会館で開催しました。11月6日は文命中学校2年生が町内外において職場体験を実施しました。11月9日から10日にかけてかいせい文化祭(展示発表)を町民センターで開催しました。11月13日は松田町民文化センターにおいて足柄上郡町村教育委員会協議会研修会を開催しました。こちらは、井上教育長、村岡委員、露木委員、本澤委員に出席していただきました。11月14日は開成小学校しいのみコンサートでした。11月15日は登校指導日でした。11月19日は開成南小学校みなみ風コンサートでした。11月27日、本日は開成小学校において定例教育委員会を開催させていただきました。

続いて、12月の予定です。12月1日は町内駅伝競走大会を開催します。12月2日は登校指導日です。12月3日から6日まで開成町議会12月定例会議が開催されます。12月16日は登校指導日です。12月17日は定例教育委員会を大会議室で開催させていただきますが、その前に教育委員任命式として本澤委員への辞令交付式を町長室で行います。12月19日は園長・校長会を町民センターで開催します。12月24日は園、小・中学校の2学期終業式となります。

- 事務局 あわせて、12月定例会議の一般質問についてご説明させていただきます。教育委員会に関係するものとしては、山本研一議員からは、町民サービス全般について町の考えを問う質問をいただいております。井上慎司議員からはLGBTの方への理解促進と支援策について学校教育現場でどのような取組をしているか質問をいただいております。また、子ども子育てに関連するものとして石田史行議員からは、マイナンバー利活用策ということで質問をいただいております。また、12月議会においては、先日決定させていただいた幼稚園給食民間委託に関する予算関係の議案を提出させていただきます。

(5) 開成町立園・学校の様子について

○教育長

さきほど、経過報告にあったように開成小学校と開成南小学校においてコンサートを開催しました。このような行事は、児童だけではなく保護者、観客を含めて全体をひとつにする力があると感じました。

ただし、このような行事は、楽しみも大きい分、ちょっとしたことがきっかけで行事自体が台無しとなる危険もあるので注意をしないといけないと感じました。

また、学校の児童、生徒の事故等の報告は特段ありませんが、開成小学校においてインフルエンザで4名の児童が欠席しているとのことです。

特に、真鶴町では児童が体育の授業中に失明するという大変な事故が起きてしまいました。当町においても安全面の対策を進めていかなければならないと感じております。

閉 会 : 教育長より閉会の宣言